



あるじでえ

No.25

世田谷区教育委員会事務局民家園係

〒157-0067 世田谷区喜多見5-27-14

◎ 次大夫堀公園民家園

☎ 03(3417)8492

◎ 岡本公園民家園

☎ 03(3709)6959

平成6年3月1日 発行

平成13年5月 増刷

平成15年10月 増刷

平成28年2月 増刷

村の歴史

<はじめに>

昭和7年10月1日、世田谷町・駒沢町・松沢村・玉川村の4地域が合併して世田谷区が誕生しました。その4年後の昭和11年10月1日には、北多摩郡に所属していた砧村と千歳村を編入することにより、現在の世田谷区域が確定するに至りました。

このように現在わたしたちの住む世田谷区は2町4ヶ村が合併することによりできあがったのですが、世田谷町・駒沢町・松沢村・玉川村および砧村・千歳村は昔から1つのまとまった地域として存在していたのではなく、それぞれに独自の歴史を持っていました。例えば世田谷町は大正12年に世田谷村から世田谷町となりましたが、明治22年に世田谷村と下北沢村・代田村・池尻村・三宿村・太子堂村・若林村・経堂在家村の7ヶ村が合併して新しく世田谷村が成立しました。また砧村は明治22年に、喜多見村・宇奈根村・鎌田村・大蔵村・岡本村の5ヶ村が合併して誕生しています。

明治22年は後で見ると、市制・町村制が施行された年で、近代日本の政治・行政の基礎を作るため、前年に公布されたこの法律によって町村合併が促進されました。全国的規模で行われた町村合併の中、

現在の世田谷区域においてもいくつかの村を合併してより大きな町や村が作られたのです。

では明治22年以前はどうかというと、砧村成立に参加した喜多見村・宇奈根村・鎌田村・岡本村・大蔵村の5ヶ村は江戸時代から独立した村として存在していました。しかしその村の中はまたいくつか細分されています。例えば宇奈根村の場合、村の中は千縫・北口・中通り・台口にわかれていて、念仏講など村人の重要な生活単位になっていました。

以上見てきましたように、現在の区・市・町・村の範囲は昭和になってから確定したものが多く、それ以前の町や村はその時代時代の要請により、合併や分割を繰り返して形作られたのです。

今回の『あるじでえ』では、人々の生活がどのような範囲において行われてきたのか、各時代ごとにその概略を紹介することにします。

<村のはじまり>

村の中で人間が暮らしてゆくためには、1人だけの力ではどうにもならないことの

方が多く、仲間同士で助け合わなければなりません。農村や漁村において、田植えや稲刈、あるいは網漁を村人が助け合って行う共同労働組織が作られているのもそのためです。あるいはまた、屋根の葺き替えや葬式などに際しても、人々は協力しあって生きてきました。すなわち、人々は集団生活を営むことによって始めて、きびしい自然の中で生きることができたのです。

「ムラ」という言葉の起こりも、「ムレ＝むれ」から来ていると言われています。人々が寄り集まって集団生活を営んでいた場所がムラと呼ばれるようになったわけです。

日本でムラという言葉がいつごろから使われるようになったのかははっきりとはわかりませんが、720年にまとめられた『日本書紀』の中にもすでに、「村」や「邑」の漢字が使われ、ムラと読まれています。もちろんムラという日本語はこれ以前にもあったのでしょう。

最近の考古学の発掘調査によって、旧石器時代から弥生時代にわたる集落跡が全国的広がりをもって存在していたことがわかりました。この時代の人間ももちろん集団生活を行っていたのですが、その詳しい内容についてはまだわかっていません。

<律令時代から 戦国時代にかけての村>

645年、中大兄皇子や中臣鎌足などを中心にして行われた大化の改新後、「大宝律令」が制定せられ、土地と人は国家の所有であるとする「公地公民制」となりました。一方それぞれの地方には国が置か

れ、その中にはいくつかの郡に分割されました。郡の中には50戸を単位とする里が置かれ、租税徴収の基本的単位とされたのです。

といっても、元からあった人々の生活単位であるムラとこの里が同一であったかどうかはわかりません。ムラは人々の生活の必要から自然に形成されたものであるのに対して、里はいわば行政的に作り上げられたものですから、両者の間にはかなりの違いがあったものと考えられます。

律令体制のもとでは公地公民であった原則も、時の流れとともに次第に崩れ始め、国家も土地の私有を認める「三世一身の法」や「墾田永年私財法」などの法令を発しなければならぬ状況になりました。こうした中で荘園と呼ばれる土地所有制度が現われ始めます。

8世紀頃から現われ始める荘園は土地からの収益を目的とした土地所有制度ですが、荘園所有者が中央の国家権力に結びついた貴族や大寺院であること、荘園の所在地が所有者の住んでいる場所から遠く離れているために現地拠点としての荘園が設けられているなどの特徴があります。

このころの村がどのような姿をしていたのかを明確に示す史料は残されておらず、現在のところその実態については詳しくわかっていません。ただ一般的に言われていることは、荘園支配の末端組織として名と呼ばれるものがあり、租税を徴収する基本的単位となっていたこと、名の中には名主と呼ばれる在地の支配者がいて、名に属する農民を指揮監督していたことなどです。

時代が下って鎌倉時代後期になると、それまで名主を通じて土地所有者である領主に納められていた年貢を、生産者である農

民が直接領主に納める動きが出始めました。こうした動きは畿内やその周辺地域でいち早く現われ始めましたが、名主を通さずに直接農民から領主へ年貢を納めるやり方を「地下請」と呼んでいます。農民たちの中から選ばれた庄番頭や庄屋などと呼ばれる代表者が直接領主と交渉を行うようになったのです。

このような状況の中で、名は次第にその姿を消すようになるのですが、名の全面的解体は戦国大名による検地の実施によってもたらされました。

戦国大名たちは下臣たちへ、封禄として一定の収穫量のある土地を分け与えなければなりません。そのために実施されたのが検地で、農民の生活集団であるムラを基に、土地の面積や住民の数が把握されたのです。検地の中で最も有名で、全国的規模で実施されたのが、豊臣秀吉による太閤検地です。こうした一連の検地の実施によって、近世農民支配の基本としての村の境界が決められることになりました。このことを「村切り」と呼びます。村切りによって、行政単位としての村が登場することになるのです。

検地による村の成立によって、それまで存在していた郷村制が崩れる結果となりました。郷村制は中世末に見られた自治的な村落制度で、1つの郷内に農民の上層階級である名主たちが多くの土地を所有していました。それらの名主たちが所有する土地（名と呼ばれていました）が整理され、田・畑・屋敷の所在地と所有者（名請人）が記録されたのです。

＜近世から近代までの村＞

慶長8年（1603）に徳川家康が江戸幕

府を開いたことによって、近世の政治体制である幕藩体制が確立します。將軍を頂点とする幕府は200を超える大名たちに領地を与えるとともに、これを強く支配する最高の権力者だったわけです。

幕府から一定の領地を与えられ、その領主権を認められた大名たちは、検地によって範囲の確定を受けた村を直接支配し、そこに住む農民たちの納める年貢によって生活していました。

農民一人一人に割り当てられた年貢は、村全体の年貢＝村高として村人全員の共同責任のもとに納める仕組みとなっていました。村の中にはその責任者としての名主・組頭・百姓代と呼ばれる村役人が置かれました。

もちろん村は年貢を納める単位としてだけではなく、共同生活維持のために村祭りを行うほか、用水の管理・共有林野の管理・消防・防犯など、人々の様々な日常生活の面で大きな役割を担っていました。

このようにして近世の村は形作られ、幕藩体制を支える末端部として位置付けられました。こうした村は後で述べる行政村と区別して、藩政村と呼ばれます。

＜近代の村＞

慶応3年（1867）、徳川15代將軍慶喜の代に幕制を朝廷に返上する、いわゆる大政奉還が行われ、260年続いた江戸時代が終わりを告げることになりました。これを受けて明治政府は、西欧諸国に倣った近代的な地方自治制度を確立することに勤めました。

まず明治政府は明治4年（1871）に、それまでの藩を廃して県を設置する廃藩置県を実施し、明治21年までに3府1道43県の

体制が確定されました。その後明治22年に市制・町村制が施行され、地方自治体としての市町村がその地位を確立します。この市制・町村制に先立って、いわば政府によって強行されたのが町村合併です。

政府は町や村に対して国家行政に関する多くの委任事務を行うことと、それにかかる費用を負担することを求めましたが、江戸時代以来の町や村にはこの要求に応えるだけの十分な財源はありませんでした。そこでいくつかの町や村をひとつにまとめて行政執行能力を高めるために行われたのが町村合併なのです。

町村合併の結果、12,002あった町は1,252に、58,433あった村は13,780にそれぞれ激減しました。こうして藩政村は制度上その存在を否定されたわけですが、「旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得」（明治21年6月に出された内務大臣訓令第352号「町村合併標準」第6条）として、名称だけは大字として残されることが認められました。

大字という名称が使われるようになったことで、それまで使われていた字は小字として区別されるようになりました。そもそも字というのは村の中を細分した1区画を指す名称として使われており、小名・囀・耕地などと呼ぶ地方もあります。文政11年（1828）に作られた『新編武蔵風土記稿』では、世田谷地方の字は小名と表記されているようです。

第二次世界大戦後も町村合併促進法に基づいて、昭和28年から町村合併が実施されました。この時の合併政策も地方自治体の財政基盤を強化する目的で行われたもので、3年間で約6,000もの町や村が減少しました。

以上見てきましたように、明治時代以降

の近代の村は、それまで存在した江戸時代の村＝藩政村をいくつか一緒にすることで成立しました。こうしてできあがった村のことを藩政村に対して行政村と呼びます。

＜おわりに＞

現在の行政機構の末端部に位置する町や村は明治時代以降の町村合併政策によって作られたものであり、人々の生活の必要から自然にできあがったものではありません。また町や村の中に残されているかつての藩制村としての大字も、中世以降大名たちが農民を支配するのに都合がいいようにその範域を決められたものです。

このように現在見られる町や村（世田谷区では区政成立以前の世田谷町・駒沢町・松沢村・玉川村・千歳村・砧村）はその時代その時代の歴史的条件によって作られたものであり、昔から同じ姿をしていたわけではありません。また村の中にある社会組織（例えば念仏講や頼母子講などの講組織、あるいは五人組や隣組などの近隣組織）も歴史的条件のもとで作られたものが多く、その種類や役割も決して一様ではないのです。

こうした点を注意しながら、現在わたしたちの住んでいる世田谷区あるいはそれ以前の町や村がどのような歴史の中で作られてきたのか、そしてどの時代にはどんな姿をしていたのか、詳しく調べてみる必要があります。

区文化財資料調査員 高見寛孝